

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 振興課

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

介護現場におけるハラスメントに関する

介護事業者が活用できる研修の手引き・動画について（周知）

計2枚（本紙を除く）

Vol.833

令和2年5月14日

厚生労働省老健局振興課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線3983)  
FAX : 03-3503-7894

事務連絡  
令和2年5月14日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管課(室) 御中  
中核市  
厚生労働省老健局振興課

介護現場におけるハラスメントに関する  
介護事業者が活用できる研修の手引き・動画について(周知)

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業(実施団体:株式会社 三菱総合研究所))において、介護事業者向けの「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(介護現場における利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝えるとともに、介護事業者として取り組むべき対策などを示したもの)が作成されました。

今般、令和元年度同事業(介護現場におけるハラスメントに関する研修・相談支援の在り方に関する調査研究事業(実施団体:株式会社 三菱総合研究所))において、有識者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、

- ① 地方公共団体や関係団体が、介護事業者の管理者等向けに実施する研修の手引き(職員からの相談の受付と対応の仕方など)
- ② 介護事業者の管理者等が、職員向けに実施する研修の手引き・動画(サービス提供する前後に確認すべきこと、管理者へ相談の仕方など)

が作成され、それぞれの研修でそのまま活用できるようになっています。

各都道府県等におかれましては、本手引き・動画について、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知いただくなど、介護事業者・職員において、介護現場におけるハラスメント対策が進むようご協力をお願いいたします。

作成された研修の手引き・動画は、以下のとおり、当省のウェブサイトに掲載されておりますので、ご活用ください。

(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

なお、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）のメニューの一つとして、「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」を令和2年度から新規に設けていますので、都道府県におかれでは積極的なご活用をお願いいたします。

**新規 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】**

令和2年度予算案：地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）82.4億円の内数

**【要求要旨】**

- 今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。
- そのためには、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要となるが、介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招いている。
- このため、調査研究事業を活用し、平成30年度は、ハラスメントの実態を調査し対応マニュアルを作成したところであり、令和元年度については、自治体や介護事業者が活用可能な研修・相談支援の手引きを作成することとしている。
- 調査研究事業の結果明らかになった、介護事業所におけるハラスメント対策を推進するため、令和2年度においては、地域医療介護総合確保基金に新たなメニューを創設する。

**【事業内容】**

ハラスメント対策を講じるために要する以下の費用

- ハラスメント実態調査**
  - ー 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査
- 各種研修**
  - ー 都道府県等、又は事業者が行うハラスメント研修
  - ー 都道府県等が行うヘルパー補助者（後述）のための研修
- リーフレットの作成**
  - ー 利用者に配布するハラスメント防止のためのリーフレット作成費
- 弁護士相談費用**
  - ー ハラスメント防止条項を重要事項説明書へ入れるなど法律の専門家に相談する費用
- ヘルパー補助者同行事業**
  - ー ヘルパー補助者として同行する者（有償ボランティア等を想定）への謝金
  - ※ 補助者については、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得る必要があるため、研修受講（県その他の団体による実施）を要件とともに、事業所等への登録制とする。
- その他**
  - ー ハラスメント対策の為に行う事業で都道府県が認めるもの 等



ヘルパー補助者同行



統計調査



研修

**【担当】**

厚生労働省老健局振興課基準第一係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3983)